



経済産業省

2020産ガ安第4号
令和2年2月28日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、別添のとおり以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
- ・国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
- ・国土交通省土地・建設産業局建設業課
- ・国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・警察庁交通局交通規制課
- ・一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガスパ等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガスパを見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。